

は、現在の交付税算定におきますところの基準財政需要額の算定そのものがはたして当を得ているかどうかということですが、私はやはり前提として問題にならなければならぬと思う。もつと言えは、現在の交付税の算定をおきますところの基準財政需要額のそれが、よく言われるよう、地方の団体の財政需要というものの実情には即しないといふようなこと、行政水準の維持のための適正な必要財源を確保するためには不十分であるというようなことがよく言われるし、私どももそう思うのです。そういうことがまし解決されために、いわゆる適正な基準財政需要額のはじき方をし、財源を補充をしていくといふような前提があるならば、私は、今のこういう規定が適用されていいと思うのですけれども、そこに問題があるんじやないだらうか。ですから、かりに交付税の額とそれから基準財政收入額との合算額が基準財政需要額をこえるというような場合がありましても、地方団体にとっては、必ずしもそれがほんとうの意味での財源に余裕があるということでもないとと思うし、むしろ、そういう面では、現在の基準財政需要額の引き上げということが当然考えられなければならないことではないか、こういうふうに思うのですが、そういう点については、どのようにお考へになつていらっしゃるのか。

に、理論的な見地からこの規定が設けられたわけでござります。すなわち、従来は、財源不足額を各団体ごとに積み上げまして、地方財政平衡交付金の総額を算定する。それを国の予算に計上する。従つて、財源不足額以上の財源を地方団体に國から与えるといふことは、理論的にもあり得なかつたわけであります。しかし、地方交付税制度になりますと、国税三税の一定割合の額が自動的に地方交付税の総額になつて参りますから、理論的には、個々の団体の財源不足額を全部埋めてなおお金がありがあるといふことがあり得るわけであります。そういう場合に、國に留保しておくるか、地方団体に交付してまうのかといふ、二つの方法があるわけであります。國に留保する場合には、こういう規定が要らないと思ひます。地方団体に全部交付してしまつては、年度間の財源調整を考えるべきではないかといふことになつてくるわけであります。地方団体に全部交付するということになりましたので、その理論的な欠陥を起こしませんよんようにするために、特にこの規定を置いたわけであります。将来基準財政需要額が、法律に規定されておりますよんに十分な額が算定されるといふようになります。した場合には、やはりこういふような規定があることは、実際にもまた即するということにもなるうかと思ひであります。御指摘のような方向に私たちは努力して参りたい、かようこそ考えておるわけであります。

実際の法の適用といいますか、そういうことを考えていきます場合に、やはり先ほど私が申し上げましたように、現在のいわゆる基準財政需要額といふものの算定の仕方がほんとうに実情に即し、地方団体におけるところのいわゆる標準的な行政上のいろいろなそういう仕事をやっていく場合に、その財源を確保できるかどうかということがやつぱり先決問題で、前提条件にならなきやならぬと思いますから、そういう意味で、現在のは、私は必ずしもそういう要求を満たしておらないというふうに考えますのですから、まあ今後一つ、理論としては確かにこういうこともあります。國税三稅がちゃんと伸びた場合に、現在の二八・五%ということによって算出した場合に、あるときには著しくふえるといふようなことが出てくると思いますから、しかし、そういう場合であっても、今の前提条件をやはり満たした上でないと、実際の適用の場合では、いろいろ地方法團として困ることになるのではないか、こういうふうに思うから、その点をお聞きしたわけなんですが……。次に、ここで「著しく見える」というようなことがあります。これは、先日も鍋島委員からお尋ねが、あつたところなんですが、これはどうでしょう。「著しく見えることとなる」というのは、金額で抑えるわけにもこれは参らぬじやないだらうか。各地方団体にとつては、一々金額で抑えるということも、事實上これは不可能なことだと思うのです。あるいはまた、基準財政需要額等からした一定割合といふようなことも、これもまた必ずしも実情に即したやり方じやないと思ふ

思うのですが、この「著しく見える」ととなるとき」という、この「著しく見える」と見える」、それをどのように押えて、それがどう判断をするのか。これはは問題だらうと思うのです。こういふ問題から、それこそ地方自治団体の自己主張性をそこならとか、そこなわないとか、あるいは強制にわたるとかわざとぬとかいうことが出てくるのじゃないかと思いますので、自治庁が考えておられます「著しく見えることとなる額」という、あるいは「著しく見える」という、そういうものは、「一体どういふことを考えておられるのか。御説明いただきたい」と思っています。

財政の事情なりあるいは経費の必要額等からしまして、どうもそのいわゆる著しくこそた、一〇九前後といふものは、必ずしもそれを積み立てたり、あるいは特別なこういう使い方をするといふことに同意できない場合があると思うのですが、これらはどういうふうにおやりになるか。

○鈴木壽君 事の今よしめんことはともかくとして、もしわゆる地方公共団体における年度間の財源調整が必要であり、何らかの規定をしなきゃならぬといふような場合があつたとして、この今の私が指摘しておりますと、この二つに分かれおるわけなんですが、実際上は、むしろ「又は」以下下のところに、これは当然ここに交付税のことも入っておりますし、こういふ全体のいわゆる一般財源の領域の中で取り扱つていくべきが筋じゃないだらうかと、おそらくあなた方も考え方として、今御答弁になつたように、そういうふうに考えていらっしゃると思うのですが、しかし、この規定からすれば、現行法にあるところが依然として生きておるとすれば、これでも一つひとつかかるべく場合がある。さらには、「又は」以下のところにまた一つひつかつてくる。こういう二つにひつかつてくる場合もあり得るのじやないかと思うのです。そこで私は、前の方の現行法にあるところはカットして、あとの方の「又は」以下のところで操作すべきじやないだらうか、いろいろふうに思つたが、そなへはやつぱり依然として、先ほどお答えがあつたように、理論的な立場からこの現行法の規定もやつぱり残しておかなければならぬと、こういうふうにお考えになるのです。

○政府委員(奥野誠亮君) 前段と後段とはやはり必ずしも完全に合致していないとと思うのであります。前段のように思つたが、この今の私が指摘しておりますと、この二つに分かれおるわけなんですが、実際上は、むしろ「又は」以下下のところに、これは当然ここに交付税のことも入っておりますし、こういふ全体のいわゆる一般財源の領域の中で取り扱つていくべきが筋じゃないだらうかと、おそらくあなた方も考え方として、今御答弁になつたように、そういうふうに考えていらっしゃると思うのですが、しかし、この規定からすれば、現行法にあるところが依然として生きておるとすれば、これでも一つひとつかかるべく場合がある。さらには、「又は」以下のところにまた一つひつかつてくる。こういう二つにひつかつてくる場合もあり得るのじやないかと思うのです。そこで私は、前の方の現行法にあるところはカットして、あとの方の「又は」以下のところで操作すべきじやないだらうか、いろいろふうに思つたが、そなへはやつぱり依然として、先ほどお答えがあつたように、理論的な立場からこの現行法の規定もやつぱり残しておかなければならぬと、こういうふうにお考えになるのです。

○政府委員(奥野誠亮君) 前段と後段とはやはり必ずしも完全に合致していないとと思うのであります。前段のように思つたが、この今の私が指摘しておりますと、この二つに分かれおるわけなん

○鈴木壽君 しかし、いわゆる交付税の額そのものだけで年度間の財源調整云々といふよりも、「又は」以下の一般財源の中に、これは普通税、入湯譲与税、いろいろこうずっと税関係もありまして、地方交付税も当然入つてくるわけなんですが、こう全般の中にはたして地方団体のいわば財政的余裕というようふうに見られるものがあるかないかといふことを考えていくべきではないか、私はそう思つてゐます。だから、あなたのその前段の方の規定の成り立ちの経過なりあるいは理論的なこととしては、一応私はわかります。実際に問題としましては、「又は」以下のところで、一般財源全体の問題としてとらえられるべき範合いのものではないか、こういふうに思つわけなんです。その点あらためて、どうなひつかつてくる。こういふ二つにひつかつてくる場合もあり得るのじやないかと思うのです。そこで私は、前の方の現行法にあるところはカットして、あとの方の「又は」以下のところで操作すべきじやないだらうか、いろいろふうに思つたが、そなへはやつぱり依然として、先ほどお答えがあつたように、理論的な立場からこの現行法の規定もやつぱり残しておかなければならぬと、こういうふうにお考えになるのです。

○政府委員(奥野誠亮君) たとえば、年度末近くになりましてから、国税三

税の増収を国の補正予算において計上する。そなへますと自動的に相当な地方交付税の交付額が増加してくる。年

度末にそれをさらに地方団体に追加配分する。基準財政需要額だけは完全に埋めてしまつても、自然その追加額がない

特別交付税となつてさらに追加配分されくる。それを地方団体がただ使つ

場合に、はたして国の予算に自動的に

追加計上しなければいけないといふような制度がいいか悪いかという問題が出でくると思います。やはりそういう場合、原則として地方団体は積み立てを行なう。そして将来のこととも考えておかなければならぬと、かよつて考えておるわけあります。

○鈴木壽君 しかし、いわゆる交付税の額そのものだけ年度間の財源調整云々といふよりも、「又は」以下の一般財源の中に、これは普通税、入湯譲与税、いろいろこうずっと税関係もありまして、地方交付税も当然入つてくるわけなんですが、こう全般の中にはたして地方団体のいわば財政的余裕

というようふうに見られるものがあるかないかといふことを考えていくべきではないか、こういふことなんですか。それではわかるにし

あるいはまた、地方団体にすぐ渡しませんで、そういう場合には國において

留保しておくといふことが一つの方法かとも思いますが、地方団体が責任を

もつて財政運営をやっていくことがで

きれば、地方団体に全部まかした方がいいのじやないかと思うのであります

から、あなたのその前段の方の規定として、こういふような規定がなければ

ならないんじやないだらうかと、こういふことを必要だろうとも言

われること思うのです。私はそれを否定

するわけじやございませんが、しか

から言えど、あなたのおつしやるよう

に、「こういふことを必要だろうとも言

われること思うのです。私はそれを否定

するわけじやございませんが、しか

し、実際の地方団体のいわゆる財源調

整ができる額があるかないかといふこ

とは、やはり一般財源全体の問題とし

て、それのみならず、他の税金あるいはここにあげられてありますようない

ろいろなこういふものを含んだその一

般財源の中に考えられてこなければ

ならぬじやないだらうかと、それが私

によつてはあると思うのです。前段だけで、

今お話しのよろに、特交がふえた、予

想以上ふえた、こういふことが私は揚げておつしやることもわからぬわけではな

いのですが、年度当初から基準財政需

要額を完全に埋めてなお余りがあるの

伸び方、あるいは場合によつては減収

やはり基準財政需要額の単位費用を改

訂するといふようなことになるうかと

思つてあります。またそうしなけれ

ばならないといふのが、地方財政の御

指摘のよくな実態だと思います。そ

しますと、どうしても補正予算によつ

て地方交付税が増加した場合にしか

起こらないわけあります。年度末に

そういうものがほこんとあえてきた。

こういふ私の考え方なんです。ですか

ら、あなたのおつしやるよろに、一志の

行なう。そして将来のこととも考えて

その財源を使つていくといふような建

前につていくべきじやなかろうか、

かように考えておるわけであります。

○鈴木壽君 しかし、いわゆる交付税

の額そのものだけ年度間の財源調整

云々といふよりも、「又は」以下の一

般財源の中に、これは普通税、入湯譲

与税、いろいろこうずっと税関係があ

りまして、地方交付税も当然入つてく

るわけなんですが、こう全般の中にはたして地方団体のいわば財政的余裕

といふふうに見られるものがあ

るかないかといふことを考えていくべ

きではないか、私はそう思つてゐます。

○鈴木壽君 しかし、いわゆる交付税

の額そのものだけ年度間の財源調整

云々といふよりも、「又は」以下の一

般財源の中に、これは普通税、入湯譲

与税、いろいろこうずっと税関係があ

りまして、地方交付税も当然入つてく

るわけなんですが、こう全般の中にはたして地方団体のいわば財政的余裕

といふふうに見られるものがあ

るかないかといふことを考えていくべ

きではないか、私はそう思つてゐます。

○鈴木壽君 しかし、いわゆる交付税

の額そのものだけ年度間の財源調整

云々といふよりも、「又は」以下の一

般財源の中に、これは普通税、入湯譲

与税、いろいろこうずっと税関係があ

りまして、地方交付税も当然入つてく

るわけなんですが、こう全般の中にはたして地方団体のいわば財政的余裕

といふふうに見られるものがあ

るかないかといふことを考えていくべ

きではないか、私はそう思つてゐます。

○鈴木壽君 しかし、いわゆる交付税

の額そのものだけ年度間の財源調整

云々といふよりも、「又は」以下の一

般財源の中に、これは普通税、入湯譲

与税、いろいろこうずっと税関係があ

りまして、地方交付税も当然入つてく

るわけなんですが、こう全般の中にはたして地方団体のいわば財政的余裕

といふふうに見られるものがあ

るかないかといふことを考えていくべ

きではないか、私はそう思つてゐます。

○鈴木壽君 しかし、いわゆる交付税

の額そのものだけ年度間の財源調整

云々といふよりも、「又は」以下の一

般財源の中に、これは普通税、入湯譲

与税、いろいろこうずっと税関係があ

りまして、地方交付税も当然入つてく

るわけなんですが、こう全般の中にはたして地方団体のいわば財政的余裕

といふふうに見られるものがあ

るかないかといふことを考えていくべ

きではないか、私はそう思つてゐます。

○鈴木壽君 しかし、いわゆる交付税

の額そのものだけ年度間の財源調整

云々といふよりも、「又は」以下の一

般財源の中に、これは普通税、入湯譲

与税、いろいろこうずっと税関係があ

りまして、地方交付税も当然入つてく

るわけなんですが、こう全般の中にはたして地方団体のいわば財政的余裕

といふふうに見られるものがあ

るかないかといふことを考えていくべ

きではないか、私はそう思つてゐます。

○鈴木壽君 しかし、いわゆる交付税

の額そのものだけ年度間の財源調整

云々といふよりも、「又は」以下の一

般財源の中に、これは普通税、入湯譲

与税、いろいろこうずっと税関係があ

りまして、地方交付税も当然入つてく

るわけなんですが、こう全般の中にはたして地方団体のいわば財政的余裕

といふふうに見られるものがあ

るかないかといふことを考えていくべ

きではないか、私はそう思つてゐます。

○鈴木壽君 しかし、いわゆる交付税

の額そのものだけ年度間の財源調整

云々といふよりも、「又は」以下の一

般財源の中に、これは普通税、入湯譲

与税、いろいろこうずっと税関係があ

りまして、地方交付税も当然入つてく

るわけなんですが、こう全般の中にはたして地方団体のいわば財政的余裕

といふふうに見られるものがあ

るかないかといふことを考えていくべ

きではないか、私はそう思つてゐます。

○鈴木壽君 しかし、いわゆる交付税

の額そのものだけ年度間の財源調整

云々といふよりも、「又は」以下の一

般財源の中に、これは普通税、入湯譲

与税、いろいろこうずっと税関係があ

りまして、地方交付税も当然入つてく

るわけなんですが、こう全般の中にはたして地方団体のいわば財政的余裕

といふふうに見られるものがあ

るかないかといふことを考えていくべ

きではないか、私はそう思つてゐます。

○鈴木壽君 しかし、いわゆる交付税

の額そのものだけ年度間の財源調整

云々といふよりも、「又は」以下の一

般財源の中に、これは普通税、入湯譲

与税、いろいろこうずっと税関係があ

りまして、地方交付税も当然入つてく

るわけなんですが、こう全般の中にはたして地方団体のいわば財政的余裕

といふふうに見られるものがあ

るかないかといふことを考えていくべ

きではないか、私はそう思つてゐます。

○鈴木壽君 しかし、いわゆる交付税

の額そのものだけ年度間の財源調整

云々といふよりも、「又は」以下の一

般財源の中に、これは普通税、入湯譲

与税、いろいろこうずっと税関係があ

りまして、地方交付税も当然入つてく

るわけなんですが、こう全般の中にはたして地方団体のいわば財政的余裕

といふふうに見られるものがあ

るかないかといふことを考えていくべ

きではないか、私はそう思つてゐます。

○鈴木壽君 しかし、いわゆる交付税

の額そのものだけ年度間の財源調整

云々といふよりも、「又は」以下の一

般財源の中に、これは普通税、入湯譲

与税、いろいろこうずっと税関係があ

りまして、地方交付税も当然入つてく

るわけなんですが、こう全般の中にはたして地方団体のいわば財政的余裕

といふふうに見られるものがあ

るかないかといふことを考えていくべ

きではないか、私はそう思つてゐます。

○鈴木壽君 しかし、いわゆる交付税

の額そのものだけ年度間の財源調整

云々といふよりも、「又は」以下の一

般財源の中に、これは普通税、入湯譲

与税、いろいろこうずっと税関係があ

りまして、地方交付税も当然入つてく

るわけなんですが、こう全般の中にはたして地方団体のいわば財政的余裕

といふふうに見られるものがあ

るかないかといふことを考えていくべ

きではないか、私はそう思つてゐます。

○鈴木壽君 しかし、いわゆる交付税

の額そのものだけ年度間の財源調整

云々といふよりも、「又は」以下の一

般財源の中に、これは普通税、入湯譲

与税、いろいろこうずっと税関係があ

りまして、地方交付税も当然入つてく

るわけなんですが、こう全般の中にはたして地方団体のいわば財政的余裕

といふふうに見られるものがあ

るかないかといふことを考えていくべ

きではないか、私はそう思つてゐます。

○鈴木壽君 しかし、いわゆる交付税

の額そのものだけ年度間の財源調整

云々といふよりも、「又は」以下の一

般財源の中に、これは普通税、入湯譲

与税、いろいろこうずっと税関係があ

りまして、地方交付税も当然入つてく

るわけなんですが、こう全般の中にはたして地方団体のいわば財政的余裕

といふふうに見られるものがあ

るかないかといふことを考えていくべ

きではないか、私はそう思つてゐます。

○鈴木壽君 しかし、いわゆる交付税

の額そのものだけ年度間の財源調整

云々といふよりも、「又は」以下の一

般財源の中に、これは普通税、入湯譲

与税、いろいろこうずっと税関係があ

りまして、地方交付税も当然入つてく

るわけなんですが、こう全般の中にはたして地方団体のいわば財政的余裕

といふふうに見られるものがあ

を——必ずしもこれは言葉は適当でないかもしませんが、「又は」以下のところを私は今後段と言つておきましょう。それと取り扱いが違うといふのはどういうことなんですか。これを見まして、前段の方のいわゆるふえた

○鈴木壽君 その「著しくこころのとことなる」というのは、前の方にも、あとの方に、もがかる……。

見まして、前回の方のいわれをふたたびお聞きして、この規定が、「著しくとえることとなるとき」、それです一つ、それから「又は」以下ずっとこうやつて、一般財源についての規定でござりますが、「当該地方公共団体の前年度における財源の額をとることとなる場合において」、それからずっとこうあるが、二つに分けてこれをおしまいの方のあれは処置するのですか。そうではないのでしょう、この規定からすれば。

○鈴木壽君　取り扱いか一方になると
いう先ほどのお話は、私は、何か、あ
なたの御説明の中から、取り扱いが違
うのじゃないかというふうな印象を受
けて私聞いたのですが、これは、です
から、前段の方のやつと後段のやつ
は、その最後に、「著しくこえること
となる額」という場合において、以下
あと全部共通しておるのだ、こういうことな
取り扱いをするのだ、こういうことな
んでござりますね。

し上げますと、四条の三の二行目まで、「基準財政需要額を著しく超えることとなるとき」は、「一ページの四行目の「その著しく見えることとなる額」に続く、こう考へてあるわけであ

○鈴木壽君 そこで、義務的の経費といふのは、一体どういうことでしょうか。
○政府委員(栗野誠亮君) 公債の元利償還金でありましたり、あるいはま
すか。

○鈴木壽君 ですから、四条の二の初めの方は、「地方交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額が」「基準財政需要額を著しくことなることとなるとき」、これが一つです。つまり、「又は当該三段ごとに

た。眞實の身辻等に要する経費でありましたりするものでござります。
○基政七君 関連してですが、その場合に、経費があえるというのは、どういう場合を言うのですか。義務的経費のあえるというのは……おそらく前に

○政府委員(奥野誠亮君) その通りで
す。 う。 その場合は、一又は当該年度における一般財源の額が「前年度における一般財源の額をこえることとなる場合において、当該超過額があらたに増加した当該地方公共団体の義務に属する経費に係る一般財源の額を著しくこえることとなるとき」、この二つでしょ

もそういうことがあつたのぢやないかと思うのです。そういう場合はどういふことをされるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 每年度一般財源がかなりふえてきて参つてゐるわけであります。またふえませんと、職員の昇給財源もまかなえないのでございますので、一般財源がふえたから余裕がある、こゝらへんことにはならぬわけでござります。そこで、特に一

一般財源がふえた場合であつて、職員の元利償還額とか、そういうものの増加額を充てまして、なお著しく余りがあるという場合は、いろいろよろなやり方をしなければならない、こう書いてあるわけあります。単に一般財源がふえたから積み立てなさいとは書いてない。一般財源がふえて、なおかつ義務的な経費を充足して、なお著しく余りがあるという場合のものとして規定しているわけでございます。

○鈴木壽君 今の「義務に属する経費」云々ですが、たとえば、中途での昇給をさせるとか、あるいはベースアップをやるというような場合、これは当然義務的の経費になると思うのですが、公債費の、たとえば元利償還といふようなことを年度間中途で、そういうことは、何か早期に繰り上げて元利を払っていくという場合以外には、普通の場合はないのじゃないですか。やはり当初からその年度におけるところの償還公債費というものを見込んで予算計上しておくのですから、中途でそういうことがありますから。

○政府委員(奥野誠亮君) これは、年度の中途ということじやございませんで、一般財源が前年度よりもふえた場合、その場合に、公債の元利償還金その他が前年度よりもやはり相当ふえている場合がございます。それを埋めてなお余りある場合のことを書いてあるわけでございます。先ほどもちょっと申し上げましたように、前段の方は、義務に属する経費あるいは一般財源の額を著しくこえるといふようなことはうたつていられないわけであります。後段の一般財源のふえた場合について、一

○鈴木審君 私も、後段の場合についてのことにある義務に属する経費を要書いてある場合にこうしなさい。」と書いてあるわけでございます。

○政府委員(奥野誠亮君) 後段の七は、年度の中途に著しく見えるよくなつた場合のことじやありませんで、年度当初から一般財源がふえているということじや、もとより中途の場合にありますかと思ひます。年度々々の比較においてのことを規定いたしておつりでござります。

○鈴木審君 しかし、この規定は、例えば著しく見えるというようなことは、年度の初めからわかるものじゃないのです。交付税の配付だつて、早くして八月でしょ、大体見通しがつくのは。それは、概算の交付はありますけれども、早くて八月になつて大体年間中の見通しが得られる。さらにまた、交付税の著しく見えるような場合は、補正予算が出て、特交が著しくふえないうような場合以外は普通考え方をわざんし、その他の税の問題にしておる必要がありますといふことは、既定予算におけるいろいろなそぞういう盛り込んであるそういうもの以外に、それこそ著

いふことてきたとか、あるいは変動してきたとかいう事態に処して、その著しくえた部分を勝手にルーズな使い方をしてやうかぬ、こういうことの必要性から私は出てきたものだと思ふわけなんですから、趣旨はそういうことじやないだらうかと思うのです。

○政府委員(奥野誠君) 地方交付税の交付を受けているような団体でありますと、交付税制度を通じて調整がされますので、御指摘のような場合は多かるうと思います。しかし、地方交付税を受けない団体でありますと、別に交付税で調整ということに行なわれませんので、年度当初からいろいろな事例が相当あらうかと思うのであります。たとえば、大工場が設けられたとか、その結果固定資産税だけでも小さい都市で二千万か三千万入つてくるという場合もございましょうし、また、その会社の景気が非常によくなっているので、法人税割が本年度は相当多額のものを期待できるというような場合もあるわけでありまして、そういうことを年度当初から予見されることもしばしばあらうかと思うのであります。また、会社の景気が悪くなつて、法人税割収入が減るかもしれません。そういうのでありましたならば、法人税割が特に著しくふえた場合には、その団体において年度間の財源調整を年度当初から考えていく必要があるのでないか、こう私たちは考えておるわけであります。

これは、とりよろによつては非常にきびしいといふうにもとれるし、とりよろによつては義務に属する経費なりあるいは必要やむを得ざる理由によつて生じた経費の財源の場合、地方自治団体の判断によつて、場合によつてはどうもあまりはつきりしない、ことにそういう問題ができるのじゃないかと思うのですが、そういった義務に属する経費なりあるいは必要やむを得ない理由によつて生じた経費の財源といふような場合に、何かやっぱり一つのあれをあなた方は持つて、こういふものはどうだといふうなことでもない、と、実際は困るのじゃないかといふうに思うのですが、これは、地方自治団体がそりやうふうに判断をしてやることに対しても、自治庁はどうなんですか。それを許しませんか、許しますか。

○政府委員(奥野誠亮君)　についての干渉にわたるよろしくない、こういうことなんですか。
考えておられます。あとより前に流れたものにつきまして助言を怠ることも、これもでなかろうかと思います。
○鈴木壽君　再建団体等にこれは相当地びしく述がさじやなかろうかと思うのですがどうですか。
○政府委員(奥野誠亮君)　つきまして、別段これをなしうこうとうことは考えられません。もとよりしつか体がこういう態度で財政運営されなければならないと考へなければなりません。たくして、この問題につきましては、政再建促進特別措置法の第一項を挿入いたしまして、画の変更について承認を求た場合においては、財政の建の達成に支障がないと認めり、その行政について合理的な水準が維持されるよう自配慮するのだという規定をでございます。再建計画のたる者に対しまして、こうえで取り扱わなければならぬ特別な規定を挿入いたしま配のないように配慮いたしました。

いうちのた
なことな
ります
その通りに
しかし、乱
は、必要な
避けるべき
ついては、
れてくるの
す。その点
再建団体に
てにとどめ
てないわ
かし、再建団
營に当たつ
いうふうに
はお、再建団
特に地方財
三条の中に
められる限
的かつ妥當
財政再建計
治庁長官は
められまし
合理的な再
置いたわけ
ておるつも
再建法の一
点とあわせ
と言います
ないという
して、御心
あまりきび

し、計画変更等の場合に、が
言うような押しつけがましいこ
ないといらよう。いわば緩和
ような態度がここに法改正で出
るの改正の四条の三によつて実際
うなんだぞと、こういうことがい
しないかという実は一つの心配
わけです。そこで私はお聞きし
なのですが、そういうことについ
再建団体といえども、自治庁
計画変更を認める場合には、と
きつい法的な規制なりあるいは
の措置によつて締め上げていく
ことはしない、ということの了解
しゅうござりますか。

ところではない。じどうじどうあるな
話です。しかし、地方団体で、余裕
源を必要やむを得ない事業のために
う、議会の議決を得たといふ場合
、地方団体は、必要やむを得ないと
う理由を、いろいろ地元の部落々々
の関係だとが何だとか、まあこの間
話がありました市町村の合併とか何
か、非常に地元からやかましく言わ
るから、これは何か建設事業のため
必要やむを得ないといふうに長が
判断して議会に提案した。議会の方
もとよりそれは賛成だからといつ
て、議決してしまった。しかし、あとか
自治局が考えて、それはどうも必要
をを得ないとは考えられない、それ
まさにこの改正の四条の三に違反
るものだからやり直せとか何とか
つて、事後にいろいろ、指導とい
うか、あるいは干渉というか知らぬ
べきだといふことは言うべきであろ
と思います。しかしながら、地方団
が必要やむを得ないかどうかといふ
との判断の問題もござりますし、干
渉にわたるような方法においてこの規
則を運用していくべきものじゃないと
えております。ただし、この規
則があるからいふことで、許可とか認
可とかいう条件をからませて干渉の
度に出るおそれがあるといったします
らば、それは私は、地方財政再建促
進特別措置法の再建計画の変更あるい

は変更の
特にこのこ
に一項を
な水準が
配慮する
いるわけ
渉の基礎
配慮して
ういうつ
でござい
○松澤兼
とはない、
が、やは
決があつ
て、
厅にちよ
言って、そ
を必要で
をすると
言つて、
配分につ
いたこと
いふたこと
不安を持
るいは固
の方から
するのです
○政府委員
財政運営も
いいまし
方で進んで
いう規定を
とあります
けれども、
ついても(國
財政運営に
ない。何
のだとい
自主的の運
によりま

承認の問題だらうと思いまして、いろいろとこもござりますので、維持されるより自治厅長官は、こういうふうにいたしてござります。あくまでも干ばつになるよなことのないようないかなければならぬ、またそもありで規定も設けているわけです。

人君　まあ事前にそういうことなどはわかるのですけれど、事後に、そういう議会の議論などといふよなことで、自治と出てきてもらいたいとあると認めでやるよなことがあります。

今後の交付税とか何とかのことを言われるだけで、団体ある君の方では、必要でないものと見ると、あり得るよな気が

今後の長としては非常に大きなことになるわけです。そういっても考えなければならぬと見ると、どうが、どうですか。

賀（奥野誠亮君）　地方団体がをしていきます場合の態度とよろか、どういふよな考え方でいかなければならないかとかが一切いけないのだというふうなならば格別でござりますが、かも一切がつさい国でやることとは、むしろ地方団体の運営の障害になります。場合としては、財源があえるといふことは、もう少し地方団体に当たつていかなければならぬかも

場合に、ことごとく地方団体の財源を中央に留保し、そういうような行き方もあるうと思いますが、このことは、健全な地方自治の発展に対しまして阻害になると、そう考えます。そのかわり地方団体においても、自分で年度間の財源調整に努めていかなければなりません。またいろいろことを明確に規定で示して置くことも必要ではなかろかと思います。しかし、運営にあたっては、御心配になります。

ることはいたさないよう、私たちは留意していきたいと思います。また、この規定が直ちにそういうようなところに発展していくのだと私は考えられないのです。

○松澤兼人君 この最後のところですが、非常に読みにくいつ文になつてゐる。これはどういうふうに読むのですか。「健全な運営に資するため、積み立て、」とあるが、積み立てたものを非常に読みにくいつ文になつてゐる。これはどういうふうに読むのですか。

○松澤兼人君 後段におつしやった通りでございます。

○松澤兼人君 ここが非常に読みにくくなっているのですが、いろいろなことを言おうと思っているからこういう文章になるのでしょうかとも、あとの方を見ますと、「積立金積立金」と、いうふうになつていて。ほかに書き方もあつたろうと思うのですが、明確にしておいていただきないと、ちょっと見ただけではなかなかわからないの

ですね。もう一ぺん、一つこのとどを説明して下さい。

○政府委員(奥野誠亮君) 法文は、御指摘のように、読みにくいと思います。要綱ではちゃんと号を分けて書いてござりますので、要綱を見ていただくとわかりやすいと思います。また、地方団体に対しましてこれを取り立てをいたします場合において、わざりやすい方向で示して参つたのです。

なお、この規定を置きます場合に、

私たちが配慮しました問題は、単に金を積み立てるだけを強要してはならない。あるいは山に木を植えたり、あるいは埋め立てを行なつて宅地造成する、そういうことも一つの年度間の財源調整の道しるべではなかろうかと、こう私たちは考えておるわけあります。あくまでもおつしやつておりますような自主的な運営、積み立てにあたつても自主的な方法でやればよろしいのだと、こういふ気持を出しておるつもりでございま

す。

○中尾辰義君 この地方公共団体のいわゆる義務的経費、この案文を見ますといふと、政府の補助事業的な色彩が濃厚にうかがえるわけですが、これは独事業ですね。これもまた、やはり県民から税金を取つておるのです。

が、県民や市民に対するところの義務

になるように私は思うわけですが、こ

ういったような単独事業は義務的経費

には入らない。こういうことになりま

すか。

○政府委員(奥野誠亮君) 一般的には、単独事業は義務に属する経費だと考へておりません。しかしながら、たとえば会社、工場を誘致する場合に、その誘致条件として、工場の周辺の道路を舗装するとか、あるいは下水を作るとかというようなことがございまして、毎年々それをある程度やつていかなければならぬ。これは単独事業でござりますけれども、契約上義務になつてしまつて、こう私たちは考へるわけでございます。一般的には、単独事業は義務に属する経費とは考へおりません。

○中尾辰義君 しかし、地方税といふ税金を取つておるわけですね。やはり市民に対するサービスということを、考へようによつては、これは当然義務の中に私は入ると思うのですが……。

○政府委員(奥野誠亮君) 単独事業も、前年一切やらなかつたわけじゃございませんで、前年通りの単独事業

はやれるわけであります。要するに、

あえた財源をどう分けるかということ

でございますから、単独事業をやまざ

なければならぬのだ、そのふやさな

ければならない部分が義務だと、こう

私たちは一般には言えない。こう申し上げておるわけで、基本には入つていいわけでございます。

○鈴木善君 実は、今の問題をお聞き

しておきたいと思っておつたのです

が、この規定によりますと、先ほども

申し上げましたように、非常にきびし

く規制をしようと思つておるわけなん

であります。著しくこえることとなつ

あなた方が言つておる、決して干渉し

ないとか、あるいは自主性をそこなわ

ますし、私どもそれを期待しておりますけれども、事実上、この法の建設からしますと、規制を受けざるを得ない

ことになつてくるので、私ども

も非常にこの点が心配なわけです。

ルーズな財政運用をせよとか、余ったやつを勝手に使えとかといふことは、私が考へているその経費以外に、もし多少の財源の余裕ができる場合には、私はそれをある程度やつて行なう地方債の償還の財源、けなんでも、しかし、今の市町村の実態からして、いわゆる義務的な経費、必要やむを得ざるといふにあなた方が考へているその経費以外に、もし多少の財源の余裕ができる場合には、私はそれをある程度やつて行なう地方債の償還の財源、

損害による災害復旧の所要の経費、緊急に必要

なたと大規模な建設事業、財産取得等のための経費の財源、償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源、

ものは、災害による所要経費、あるいは灾害による減収を埋めるために、こ

れが一つ、あるいは「前年度末までに生じた歳入欠陥をうめる」場合に一

つ、緊急に実施を要する大規模の建設

事業を要するところの経費、その他必

要やむを得ない理由により生じた経

費」にあつて、こううものに使つたほ

かは積み立てる、あるいは云々と、こ

うあるのですが、その積み立ての取り

くすしも非常にきびしくなつてゐるわ

けなんです。経済事情の著しい変動に

けなんです。経済事情の著しい変動に

けなんです。経済事情の著しい変動に

けなんです。経済事情の著しい変動に

けなんです。経済事情の著しい変動に

けなんです。絏済事情の著しい変動に

じやないか、こう考ております。大へんきびしいようなものの、こういふところにまた、積極論者からすれば、しり抜けになつてゐるじやないか、こゝでござります。

○鈴木壽君 これを見ますと、何と言ひますか、国がやる道路工事とか、あるいは治山治水とか、その他のいわゆる大規模な建設事業、確かにこれは必要性はありますけれども、そういうことは金は使えるけれども、前にも言つたように、町村の実態からしてぜひともやらなければいけないといふが、十分この運用の際には留意してもらいたいと思うのです。

それから、ちよつとつぶなよくなことを聞きますが、地方交付税法の六条の三との関連で、もし四条の三の前段で、まあこういうことが事実上行なわれるとすれば、何か大蔵省あたりで、毎年余っているじやないかと、交付税の一つ税率を引き下げたらいいじゃないかというようなことも、実は取り越し苦労かもしれないけれども、起り得るのじやないかと思うのですが、この関連はどうでしょう。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方財源が余りがあるか余りがないかということは、やはり地方財政計画の立て方によつて出てくるのじやなかろうか、かように考てみます。地方財政計画を立ててみまして、財政収入が非常に多い、事務的な経費とかあるいは行政水

準の引き上げに要する経費を十分にまかなつてなお余りあります場合には、あるいは地方税の減税なり、あるいは規定を私たちとしては設けているつもりでござります。

○鈴木壽君 これは考ていて、いつかあります。しかし、この地方財政法の今回の改正から直ちにその問題が起つてくるんだというようには、私は考えていないわけあります。あくまでも、個々の地方団体が財政運営にあたつてどういう心がまえで行くか、こういう規定だけのことであります。しかし、地方の方で、交付団体の方に、余つてあるからこれは積み立てなさいといふような指示をしてようとする規定ではございませんので、そういう心配はないのではなくて、かように私たちは考える次第でござります。

○鈴木壽君 現在、この現行法によつての四条の三による地方公共団体における年度間の財源の調整、これは実際行なわれておりますか。その状況はどうです。

○政府委員(奥野誠亮君) 現在までのところ、このよくな事例、すなわち、基準財政需要額を完全に保証してなお非常に余りが出たから、全部特別交付税に持つていつたといふようなことはないわけござります。そういうよくな事例が生じました場合には、むしろ積極的にこういう指導もある必要が生ずるかもしれません、現在までのところはございません。

○鈴木壽君 それから、地方自治法の第二百八条の金額の積み立て、二項ですか、これとの関連はどういうふうに考てたいか。この第二百八条の二項の規定に基づいて、さらに地方財政法でこのような規定を設けてそれをや

らしていくと、こういうふうに考てるべきことなのがどうか。その点はどうです。

○政府委員(奥野誠亮君) 二百八条の第二項の方は、たとえば厅舎の建築をする、そのためには、ある程度毎年毎年相当な積立金を持っていくというようなための規定でございまして、直接この地方財政法の規定とは関連はないわけでござります。

○鈴木壽君 二百八条の二項は、「特定の目的のため」という、これがついでありますから、私もそうだろうと思つてありますから、私は、今度はしかし、やはり規定されておることが、いわゆる特定の目的といふ、そのものばかりと言えるかどうかはわかりませんが、非常に条件がついて、きついてますから、これらのためにといふなどとも言われるんではないかと思うんです。が、その点は一応関係がないと、こういふふうに考えていいわけなんですね。

○政府委員(奥野誠亮君) その通りでございます。

○松澤兼人君 ちょっともう一つ、簡単ですけれども、今鈴木さんから触れられました、その積立金の取りくずしの問題なんです。これを読んでみると、あなたのおっしゃる「その他必要やむを得ない理由」というのが三号の中に入つておるんですね。前の、二ページの財源にするといふところ、こゝもやはり読んでみますといふと、「著しく」とあることとなる類を、「第一には」「災害により生じた」と、そこへ来るわけなんですね。「減収をうめるための財源」、これが第一。第二は、「前年度末までに生じた」云々で、「欠

三は、「又は緊急」といふことで、それから、その「必要やむを得ない理由」というのが三番目の中に入つておる。まあこういう書き方をしてあるんですが、それに相応じたように、積立金の取りくずしでも、「その他必要やむを得ない理由」と、こういうのが

よろなための規定でございまして、年相当地方税金を持つていくこうという接この地方財政法の規定とは関連はないわけでござります。

○鈴木壽君 二百八条の二項は、「特定の目的のため」という、これがついでありますから、私もそうだろうと思つてありますから、私は、今度はしかし、やはり規定されておることが、いわゆる特定の目的といふ、そのものばかりと言えるかどうかはわかりませんが、非常に条件がついて、きついてますから、これらのためにといふなどとも言われるんではないかと思うんです。が、その点は一応関係がないと、こういふふうに読まなければいけないというのは、三番目の要件に合致したものであつて必要やむを得ない理由」というのは、別に第四番目に六を書いて、「その他必要やむを得ない理由」と、こういふふうに書くべきようにも考えられるのですけれども、三の中に突っ込んであるところを見ると、前の財源といふ場合の「その他必要やむを得ない理由」というものは三の中に突っ込んである。四がないといふふうに読めるのです。やっぱりそこなんでしょうか。四はなくして三の中に入つて、財源の場合ですね。

○政府委員(奥野誠亮君) そうではございませんで、これは一つの例示でございます。「その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てられる場合」と、広く規定をいたしたものでございます。

○松澤兼人君 そうしますと、「必要やむを得ない理由」というのは、三の項目を一番最後のところに書きま

す。もとより一つに分けて規定するこも可能でございます。

○松澤兼人君 どうもわからないな。取りくずしのときには、はつきり「緊急」というところの下に「その他必要やむを得ない」ということは書いてあります。ほんとうならば、これは一、二、三、四、五と書いてあった、そのあとに六を書いて、「その他必要やむを得ない理由」と、こういふふうに書くべきようにも考えられるのですけれども、三の中に突っ込んであるところを見ると、前の財源といふ場合の「その他必要やむを得ない理由」というものは三の中に突っ込んである。四がないといふふうに読めるのです。やっぱりそこなんでしょうか。四はなくして三の中に入つて、財源の場合ですね。

○政府委員(奥野誠亮君) ちょっとわかりかねるのでですが、四条の三の一項は、これは別に号を立てておりませんのですが、四条の四に号を立てて例示しておきました考え方と全く同じでございます。著しくこれでも、こういうような経費がある場合にはそれに充てなさいと、こう書いておるわけでございますし、四条の四では、積立金を取りくずす場合には、こういう場合なら差しつかえはないのだと、こう書いておるわけでございます。御指摘になりまし四条の四の三号の書き方と四条の三の一項の中に書いてあります言葉の「著しく」とあることとなる類を、「第一には」「災害により生じた」と、そこへ来るわけなんですね。「減収をうめるための財源」、これが第一。第二は、「前年度末までに生じた」云々で、「欠

要やむを得ない理由により生じた経費」というのは、全く同一にいたしておるわけでござります。

○松澤兼人君 私が言るのは、地方團体の長が、必要やむを得ないと、こう考へる経費に充ててもかまわないのだ、と、その必要やむを得ないというの、この四条の四の三号に規定している。ようなそういう意味の「必要やむを得ない」ということではなくて、言つてみるとならば、五号のあとに六号を書いて、その他必要やむを得ない理由の経費に充てる財源といふように書いた方が、地方團体の側からいえば、ある程度まで自由裁量ができるから、六とのところに持つてきて、その團体なりあるいは長なりが、必要やむを得ないと、こう認定した場合には、積立金の取りくずしができるようにした方が、地方團体の側から見れば、ある程度融通性があつていい。しかし、自治庁の側からいえば、そういう自由裁量等を六号にわざわざ設けるほどの、何といいますか、幅の広い態度はとつておらない、それだから三の中に突っ込んであるのだと、こういうふうに解釈できるのですけれども、やっぱりそういうなんですか。

は、一つの例示を置いて、その他云々あります。そういうように、かなり広い、しり抜けみたいな格好になつておるのでありまして、法文の書き方としては、こう書くのが例でございましょうし、また、全くの底抜けにしてしまうという気持では困るんではなからうかと、こう思います。しかしながら、こういうような規定でござりますので、自主性をそこなうということは、私たちとしては、ないのじゃないかと、こう思つておるわけでございます。

○鈴木壽君　さつきに統いてお尋ねしますが、地方自治法第二百八条による積立金のような場合には、普通地方自治団体では、条例なんかを作つてやつておるところがあると思うんですが、今度の地方財政法第四条の三によつて積み立てさせる場合にも、それはやはり条例なんかの制定というよしなもの指導なさいますか。その点はどうです。

○政府委員(奥野誠亮君)　地方団体の任意措置にゆだねておきたいと思ひます。

○鈴木壽君　別に、そちらの方で、こういふものは条例なりその他の規定によりといふようなことについてはどうのこうのこということはおつしやらないということなんだと存じますね。

○政府委員(奥野誠亮君)　現在そういうことは全然考えておりません。

○鈴木壽君　それから、四条の三と七条の関係なんですが、当然、四条の三によって積み立てられたりなんかしまつ場合には、七条に規制してございまつところの剰余金といふものが減つてくるということが考えられますです

ね。そうした場合に、一体地方自治団体がどちらを重点にしてとあることをあなたの方の立場としてはお勧めになるのか。これは、剩余金の出た場合には、主として地方債の償還財源に使わなければならぬことがきめられてあるわけですから、現在の地方自治団体の状況からしますと、相当地方債のその問題で苦しんでおる团体もずいぶんあるわけなんですね。」——点からして、四条の三の規定と重複するところが出てくるわけですね、繰り上げ償還なんかのことが四条の三にも出ておりますから。ですから、それは「どういうところに重きを置いて御指導なさるのか。その点をちょっと……。

○政府委員(奥野誠亮君) やはり余裕のある財源が著しく多くなるといふような場合には、私たちは、四条の三の規定によって運用してもらいたい、こう考えておるわけでございます。そういうようなことでもあります場合には、一々積み立てといふような措置をとりませんで、通常の剩余金として処分していくべきよろしいんじゃないか、かように考へるわけであります。

○鈴木壽君 そうしますと、四条の三における「著しく見える」場合といふことが問題になると思うわけであります。相當この点は問題になると思うんですね。先ほどあなたが、一〇%前後のこところに線を引きたいといふことを言っておりました。そういうふうなことがあるにしても、「著しく」、こういったような場合のほかは積み立てる等をさせないで、第七条のいわゆる剩余金による、こういう措置に期待を

○鈴木壽君 現在まで、すでに三十三年度あたりから、自治庁では、相当の団体に対して積み立てを實際上指導しておられますのですが、これによつて現在どのくらいの団体が積み立てをし、その額はどういうふうになつておるか。お調べになつたのがあります。

○政府委員(奥野誠亮君) 二百八十二億九千百万円といふことになつております。

○鈴木壽君 団体の數はどういうふうになつておりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 数は持ち合わせておりません。

○鈴木壽君 そういう現在までにあなた方の指導によつて積み立てを行なつておる団体、これは相当の数だと思ひます。また額も、今お話のように、十三年度末で約二百八十三億、大体その程度あるということなんですが、今度四条の三の改正によつて、これは相当ふえてくることをあなた方はもちろん期待をしておるわけありますね。

○政府委員(奥野誠亮君) 私たちは、ただ、地方財政の状況いかんにかかわらず、積立金があそぶんだということは、毛頭期待はいたしております。従いまして、三十五年度に關しまする限り、むしろ積立金が相当ふえてくるで

○委員長(新谷寅三郎君) ちょっと速記をやめて下さるのあります。

〔速記中止〕

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始め下さい。

ただいま議題となつております三法律案についての質疑は、終了したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(新谷寅三郎君) この際、委員の異動について追加御報告いたしました。

本日付をもつて委員小林武治君が辞任され、その補欠として近藤鶴代君が委員に選任されました。

○委員長(新谷寅三郎君) ちょっと速記をおいて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始め下さい。

これより各法律案について討論採決を行ないます。

まず、地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案について討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○鍋島直紹君 私は、本法案に賛成の意を表するものでございますが、ここに各派共同提案にかかります附帯決議案を便宜私より朗読いたしたいと思ひます。

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する

法律案に対する附帯決議案

地方財政の状況にかんがみ、本法の施行にあたつて政府はとくに左の諸点に遺憾なきを期すべきである。

一、地方公共団体における年度間の財源調整は、本来、当該団体の実情に応じた自主的な財政運営の一環として行われるべきものであることにかんがみ、いやしくも財政運営の自主性を阻害し、行政水准向上の意欲をばらむことのないよう措置すること。

一、税外負担の解消については、その実効を確保するよう努力するとともに、さらに法律上、財政上の諸措置を検討し、これが完全解消のために万全の方途を講ずること。

右決議する。
以上をもつて私の賛成討論を終了いたします。

○委員長(新谷寅三郎君) 他に御意見もなければ、これにて討論は終局したとの認識で御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。地方財政及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を衆議院送付案通り可決すべきことに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致であります。よって本案は、全会一致をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま討論中に述べられました各派共同附帯決議案を議題といた

します。本附帯決議案を委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致と認めます。よって各派共同附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、石原国務大臣から発言を求められております。

○國務大臣(石原幹市郎君) 第一年度間の財源調整に関する規定は、もともと地方団体が、みずからの責任と判断に基づいて、長期にわたる当該団体の財政の安定化と健全化とをはかりたいこころとする趣旨のものでありますので、その運営にあたりましては、御決議の趣旨を体し、遺憾なきを期して参りたいと思います。

また、税外負担につきましては、多年その改善が要望されてきたところでもあります。幸い、今回その解決への第一歩が踏み出されたのであります。これまで御決議の趣旨を体しまして、これからある角度からその解消に努力いたして参りたいと思つております。御意見は、御決議の趣旨を体し、遺憾なきを期して参りたいと思つております。

次に、臨時地方特別交付金に關する法律案及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致であります。よって本案は、全会一致をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、最初に、臨時地方特別交付金に関する法律案でございますが、この法

案は、書うまでもなく、昨年行なわれました国税の減収による住民税へのはね返りのその減収を補てんしようとします。

立場から出てきたわけであります。が、御承知のよう、三十五年度におきま

すが、三十億にとどまつておる、国見込まれておるわけでございますが、それに対して、今回の政府の措置は、わざかに三十億にとどまつておる、国

税三税の〇・三%というまことに少ない額でこの減収補てんをしようとしたおわけでございまして、額の点

からいしましても、また、従来の政府、特に自治庁の主張からいたしまして、もまた、地方団体の実情あるいはそれに基づくところの要望等からいたしまして、は遺憾にたまらないでござります。

は、國が責任をもつて措置されなければならぬといふに考へますし、から、自然増収は、いわゆる先進地あるいは工業地帶、いわゆる富裕団体と

いうよろな所に非常に片寄つた税の増収が見込まれるのでございまして、後進地域なりあるいは貧弱団体といわれるよろな所は、これはきわめて少ない

ことは、自治庁が出した資料からも指摘できるでござります。たとえば、

府県税増収の中での大きなものは、法

人事業税に關するもの、あるいは住民税のうちの法人税割についてのもの、遊興飲食税あるいは自動車税等でありまして、これらはいずれも、先に私が申し述べたような地域に集中する財源

でござります。市町村税等におきましても、やはり法人税割あるいは電気ガス税、こういうものが主となり、固定

資産税においても相当な増収を期待しておりますようございますが、これもし

かし、いわゆるいなかの後進地域の団体等においては、大きな期待の持てる

税収の自然増とはなつてこないこと

は、これは明らかでござります。特に

今回の住民税の引き下げが、貧弱団体において用いられておるところの第二方式、第三方式の税率の引き下げ等に

よるものであるということを考えます

ならば、やはりどうしても、こういふことは真剣に考えて、十分な手当をする

般財源の増というよろなのは、地方自治団体全体としての総計といふ点においては、あるいは相当な大きな額には上っておりますけれども、個々の団体等におきましては、必ずしもその団

体の実情とは一致しないのですございます。特に税の増収等の問題につきましては、これは、私今さら申し上げるまでもなく、現在見込まれておりますと

ころの自然増収は、いわゆる先進地あるいは工業地帶、いわゆる富裕団体と

いうよろな所に非常に片寄つた税の増収が見込まれるのでございまして、後進地域なりあるいは貧弱団体といわれるよろな所は、これはきわめて少ない

ことは、自治庁が出した資料からも指摘できるでござります。たとえば、

さういふ、この特別交付金の配分の問題においても、私どもはやはり納得できないものがあるわけでござります。

今申しましたよろな観点から、やはりこの減収補てんの金は、その地方自治団体の減収に見合うよろな補てんの仕方をしなければならないといふことは、

これは、私から今さら申し上げるまで

もないと思ひますが、今回は、おそら

くこれは額がきわめて少ない三十億と

いうことになつたための苦しまぎれの措置であろうと思ひますけれども、これを交付税の中にぶち込んで、そろし

て他の一般財源との見合いにおいて配分をするといふよろな、一つのすつきりしない措置をとつておるわけでござ

ります。もちろん私どもは、一般財源の見合いによつてやるといふことも全然否定をするわけではございませんけれども、そういうやり方は第二次的な

ことありますけれども、しかし、かりに、税収のいわゆる自然増あるいは一

ことが、私は国の当然の措置としてとられなければならないといふように考

えるものでございます。一方、その地方自治団体は、三十五年度におきま

して、給与関係費なり、あるいは国の施

策によるいわゆる公共事業費の増大、その他いわば義務的な支出が非常に大きくなつておるのでござりますし、さ

らにまた一方、赤字をかかえておる団体も相当な数に依然としておつてお

る。こういうふうに、幾多の不健全な要素をかかえておるときでもあります

から、一般的な地方自治団体の財政健全化のためにも、今回の減収補てんの措置というものは、まことに不十分なものだと言わなければならぬのであります

ります。

さういふ、この特別交付金の配分の問

題においても、私どもはやはり納得で

きないものがあるわけでござります。

今申しましたよろな観点から、やはりこの減収補てんの金は、その地方自治

団体の減収に見合うよろな補てんの仕

方をしなければならないといふことは、

これは、私から今さら申し上げるまで

もないと思ひますが、今回は、おそら

くこれは額がきわめて少ない三十億と

いうことになつたための苦しまぎれの措置であろうと思ひますけれども、これを交付税の中にぶち込んで、そろして他の一般財源との見合いにおいて配分をするといふよろな、一つのすつきりしない措置をとつておるわけでござ

の補てん額をできるだけ完全な姿で補てんしてやるというような考え方方に立つての措置でなければならぬと思いますが、今回の配分等におきましては、そういうことが、先ほど申しましたように、もちろん額が少ないという点からでもあります。うれども、とられないとおらないことは、私どもは賛成のできないところでござります。

以上の点から、この臨時地方特別交付金に関する法律案には反対でござります。

とえば、景気変動によつて、景気の上昇によつて、その影響を受ける団体は、それは著しく好転といふうなことも言い得られると思ひますけれども、一方、その景気変動によるいわゆるよい影響を受けることのできないところの、いわゆる日の当たらざる所にあるところの地方自治団体といふものは、數からいへとこれは圧倒的に多い。そういうのを考えてみます場合には、なかなかこの数字的なふくらみによつて

までの間は、私どもは、当面の地方交付税のこの繰入率の引き上げによってまかなうことしか方法がないではないか。この繰入率を引き上げることによつて基準財政需要額の引き上げを行ない、標準的な行政水準を確保できる、そういう財源を与えることこそが当面必要な問題になつてきておると思いますので、私は從来、そういう観点から、交付税率の引き上げ、現行二八・五%を三〇%に引き上げることを主張し、要望をいたしてきておるのでござります。そういう建前からいっても、今回は税率の引き上げはそのまま据え置く、こういうことになつております今までの改正案については反対をいたすものでござります。

三やはり問題のあることは、指摘をおかなければならぬと思います。
税外負担の解消の問題でござりますが、これは、先ほど私ども、附帯決議におきましても、そのことは強く要望しておるわけでござりますが、今回の措置は、地方交付税の中において、総計八十七億の解消ができるようないわば財政的な措置をいたしておるわけでござりますので、從来からしますと、この点は一步前進したと言ふべきであります。しかし、税外負担の問題は、これをもつてしては何分の「一か、五分の一か、せいぜい四分の一か」の解消の類にしかならぬのでござりますから、こういう点についても、もつともつと強く解消できるような措置を講じていくべきであるといふふうに考えられます。また、今回の改正によりまして、従来私ども問題として指摘しておきましたが、いわゆる公債費の償還財源が、利子補給というような形において、また交付税の中で見られていくと、というような形が出てきておるのでございますが、公債費対策を交付税によつてやつしていくといふようなことをつきましては、この交付税の本来のあり方からいって、問題があるのではないかといふふうに考えられるのでござります。これは前に、公債費対策として八十六億を交付税でやつたことがある。で、その次の年には交付税の中にぶち込んできておつたのであります。が、政府の従来の主張からいっても、別途にそういうものは必ずやるものだといったことをしばしば当時の田中長官も言っておるので。そういうこととが、いつの間にやら大きな額が交付税の中に入ってきて、その中でいわゆる

公債費対策というのを見られていくと、いろいろな仕事の維持のための財源の不足分を確保していくといふことに私はなければならないと思いますが、そういう点からいって、これはやはり再検討すべき問題であろうと思います。

念のために申し上げておきますが、昭和三十三年度あるいは三十四年度におきまして、交付税で見ておるいわゆる公債費対策の額は百十億をこしておられます。こういう大きな額が交付税の中でいわゆる公債費対策として配分されるということは、もちろん、地方自治体の現状からしますと、何とかの措置で見られなければならぬといふ、そういう窮状はわかるのでござりますけれども、しかし、それは別途政府が措置すべき問題であつて、こうしたことには、私は、今後こういう機会に再検討をすべきであろうというふうに思うわけでござります。

いま一つの問題として、私はやはり反対の強い意見という意味ではありますせん、問題として指摘をしておきたいことは、今回の交付税の算定にあたりまして、基準財政収入額の中に、従来見なかつた軽油引取税、それから道路譲与税が算入せられることになつてしまつたのでござります。これは、一面筋の通つたよくなやり方だとも考えられます。確かに地方のこれららの税によってのアンバランスといふようなことは考えられますから、そういうものの正直といふことで考えていく場合には、

確かに一応筋が通ったようにも感じられるのですが、私、この際あらためて注意を喚起いたしたいことは、いわゆる団体間の財源調整という問題を今後一体どう考えていくのか。私は、今回この措置によって、今まで特に自治庁が否定しておきながら、大蔵省あたりが強く主張し続けてきたいわゆる団体間の財源調整の問題に一歩足を踏み込んでしまったのではないか。これは最後のとりであるならともかく、これは大蔵省のベースに巻き込まれる第一歩ではないかといふことも実は私心配をいたすわけでございます。それから、いま一つは、この基準財政収入額の算入によって、これは根本的に考え直さなければならぬことは、たとえば、道路関係の費用は今度算入されるわけですが、現在の道路関係の費用のいわゆる財政需要の算定の仕方が、これでほんとうに必要な財源を確保できるようになっておるかといふことがあります。それは私は、率直に言つて、現在の基準財政需要額のいわゆる道路費だけ考えてみても、算定においては必ずしも事情に沿つておらないといふふうに思つたわけです。こういう点から申し上げるのではなく、これは、こういふ法律案が出た場合に、一つの自治庁の、政府の慎重な今後の検討を望むというよろんな意味で付加させて

もらつたことあります。いずれにしても、今回の地方交付税法等の一部改正案につきましては、冒頭述べましたような理由から私は反対いたすわけあります。

○委員長(新谷寅三郎君) 他に御意見もなければ、これにつきましては、終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。臨時地方特別交付金に関する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を一括して問題に供します。両案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷寅三郎君) 多数でござります。よつて両案は、多数をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十六分散会

四月二十二日本委員会に左の案件を付託された。
一、未開発地域における建設事業の
国庫負担割合引上げに関する請願
(第一九六六号)

一、宮城県米山町善王寺地区の分町に關する請願(第一九七七号)
第一九六六号 昭和三十五年四月九日受付
紹介議員 松平 勇雄君
未開発地域における建設事業の国庫負担割合引上げに關する請願
請願者 福島県議会議長 伊藤 哲
紹介議員 松平 勇雄君
未開発地域の後進県は財政基盤がぜい弱であり、現行制度のよる全国一律の国庫負担率のものでは、その後進性を取り除き産業基盤の体質改善をはかることは、とうてい不可能であるばかりでなく、現状維持すら困難であることは周知の事実である。このような状態で推移する場合、経済力の伸張はもち論のことと国策として必要な総合開発事業の遂行にも支障をきたし、行政水準の低下につつそろ拍車をかけることは火を見るより明らかであるから、今国会において未開発地域の開発促進事業に対する国庫負担率の特例法(仮称)を制定して、未開発地域団体の財政力に照應した段階的高率補助制度を実現せられたいとの請願。

第一九七七号 昭和三十五年四月十日受付
紹介議員 高橋進太郎君
現在の宮城県米山町善王寺地区の分町に関する請願
請願者 宮城県登米郡米山町吉田 芳賀梅治
森腰、中新田、朝来は、明治二十二年町村制実施の際に桜岡、本郷兩部落と合体して吉田村となつたのであるが、善王寺地区は他の地区と相違してある点において、利害の一一致する点が少なく、むしろ登米町と極めて密接な関係にある実情であり、既に県議会においても分町促進の決議がなされていることであるから、本郷地区二部落を除く善王寺地区四部落を米山町から分町して登米町への合併をすみやかに実現せられたいとの請願。

昭和三十五年五月六日印刷

昭和三十五年五月七日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局